

**公益社団法人日本放射線技術学会
東北支部研究助成金内規**

目 的

第1条 この内規は公益社団法人日本放射線技術学会東北支部運用細則第3条第2号による研究助成金の運用について定める。

(助成金申請資格)

第2条 研究助成を申請する場合は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 個人にあつては支部会員
- (2) 団体にあつては主な構成員が支部会員である研究会であること
- (3) 研究内容は放射線技術学に関するものであること

(研究助成金)

第3条 研究助成金は1件につき15万円以内とする。

(申請方法)

第4条 申請者は研究助成申請および実施計画書（第1号様式）に必要事項を記入の上、事務局へ提出すること。

(申請期間)

第5条 研究助成を受けようとする前年度の4月1日から9月30日までとする。ただし、重要性・緊急性の高い研究課題に関しては、その期間を超えても受け付ける。

2. 重要性・緊急性の判断は、研究課題が特定の分野や技術的課題等に対して新たな知見や解決策を提供する可能性があるかどうかを含めて行う。

(審査・採否の決定)

第6条 研究助成金申請の採否は、事前に学術教育委員ならびに学術企画研究班班長において審査した結果をもとに、役員会において決定する。

2. 重要性・緊急性の高い研究課題の審査に関しては、審査結果を踏まえた上で役員会において採否を決定する。また、採用となった場合は年度内の予算執行も可能とする。
3. 審査の結果、内容に不備がある場合は意見を付して申請者に訂正を求めることができる。
4. 訂正を求められた場合には、申請者は支部より返送された日から30日以内に内容を訂正の上再提出することができる。
5. 再提出の期間を越えた場合は新たに申請し直さなければならない。

(助成期間)

第7条 助成期間は原則として単年度とする。

(報告義務)

第8条 研究助成金を受けた者は収支報告書を当該年度1月末までに、研究成果報告書は3月末までに提出すること。

2. 研究結果または活動報告を次年度の支部講演会または東北放射線医療技術学術大会等において報告すること。
3. 研究成果は学術論文として日本放射線技術学会雑誌または英語論文誌（Radiological Physics and Technology：RTP誌）へ投稿することが望ましい。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか詳細については、日本放射線技術学会 学術研究班に関する内規および学術研究班事業運用内規に準ずる。

付 則

1. この内規は役員会の議決により改訂することができる。
2. この内規は平成10年5月10日より施行する。
3. 平成 24 年 11 月 2 日一部改訂。
4. 平成 27 年 3 月 1 日一部改訂。
5. 平成 31 年 2 月 9 日一部改訂。
6. 令和 2 年 2 月 9 日一部改訂。
7. 令和 5 年 11 月 2 日一部改訂し、令和 5 年 8 月 22 日から適用する。
8. 令和 7 年 5 月 25 日一部改訂。